

健康保険組合が扱う主な個人情報と利用目的は、以下のとおりです

個人情報の種類	利用目的	個人情報の内容	個人情報の委託・提供先
被保険者適用情報 被扶養者適用情報 任意継続被保険者、 被扶養者適用情報 特例退職被保険者、 被扶養者適用情報	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握 ・健康保険料の徴収 ・介護保険料の徴収と納付および免除 ・被扶養者の認定・検認 ・各種証の発行管理 ・オンライン資格確認システムへの連携 ・番号法に基づく情報連携 ・住基情報との突合確認 ・保険事業の実施 ・育児休業による保険料免除 	記号・番号、氏名、生年月日、性別、健保加入日、資格取得日、資格喪失日、標準報酬月額、報酬実績、被扶養者の有無等 被扶養認定における住所、親族状況、婚姻状況、認定対象者の収入状況、就学状況、同居別居の別 育児休業取得状況、海外外向状況 任継・特退者の取引金融機関情報、住所、電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関等からの被保険者資格または、被扶養者資格の照会に対する回答 ・市区町村国民健康保険窓口担当者からの資格喪失の照会に対する回答 ・厚生年金3号被保険者の資格の照会に対する回答
被保険者、被扶養者 レセプト情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付及び付加給付の実施 ・診療情報明細書（レセプト）等の内容点検・審査・支払 ・医療費分析・疾病分析 ・健保財政の健全化 	レセプト区分（本人・家族・外来・入院等）、記号・番号、氏名、生年月日、性別、給付割合、診療年月、都道府県コード、医療機関コード、医師名、特記事項、職務上の事由、医療機関の所在地及び名称、診療科、傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、決定点数、公費点数、一部負担金額、現物高額療養費、薬剤負担金額、薬剤負担金額公費分、食事療養日数、食事療養決定額公費分、食事療養標準負担額、食事療養標準負担額公費分、診療内容、画像（レセプト画像）	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費及び一部負担還元金等の自動払い【注1】 ・被保険者への医療費通知【注1】 ・診療情報明細書（以下、レセプト）等の内容点検・審査の委託 ・第三者事故、労災事故の疑われる外傷性疾患に対する被保険者への負傷原因の照会 ・第三者行為に係る損保会社等への請求（レセプト送付等） ・高齢者への訪問相談事業の委託 ・健康保険組合連合会の高額医療給付に関する交付金交付事業【注2】への申請 ・他健保・国保等からの保険業務についての照会に対する回答 ・市町村からの医療助成対象者のレセプト内容の照会に対する回答 ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込処理の委託 ・レセプトパンチ業者への被保険者資格確認のためのデータ提供 ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

被保険者、被扶養者 現金給付情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付及び付加給付の実施 ・医療費分析・疾病分析 	記号・番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、振込口座、受診医療機関名、医師名、受診年月、傷病名、給与所得、標準報酬月額、基礎年金番号、年金額、医療費、装具装着日、装具購入費用、前年度所得（非課税者のみ）、労務不能期間に受けた給与、労務不能期間の出勤状況、出産（予定）日、出生児数、出生児名、出産者名、続柄、死亡原因（病名）、埋葬に要した費用（埋葬費のみ）、請求者住所・電話番号・振込口座、配偶者氏名、配偶者勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・事業所に対して傷病手当金等の保険給付の支給決定に必要な情報の照会 ・海外療養費の支給決定に係るレセプト作成の委託 ・他健保・国保等からの保険給付の照会に対する回答
被保険者柔道整復情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付及び付加給付の実施 ・療養費支給申請書の内容点検・審査 ・負傷原因の照会 ・分析 	記号・番号、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費支給申請書の内容点検・審査の委託

※上記の利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう健康保険組合に求めることができます。この意志表示がない場合は、公表された利用目的について同意が得られたものとします。また、同意及び保留は申出により、いつでも変更することができます。

※健康保険組合が取得した保有個人データの開示、訂正、利用停止等の請求や、その他ご要望（苦情）は、個人情報取扱事業者であるパナソニック健康保険組合の個人情報相談窓口（TEL06-6992-5185 Pana-Van7-696-2445）までご連絡ください。

【注1】医療費通知及び高額療養費及び一部負担還元金等の自動払いについて

個人情報を第三者へ提供する場合には、本人の同意を得ることが原則です。このうち本人にとって利益となるものや、事業所側（健保組合等）の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって黙示による包括的な同意でよいとされています。当組合では、医療費通知を世帯単位でまとめて行うこと及び一部負担還元金等の自動払い（高額療養費・付加給付を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること）について、黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

【注2】健康保険組合連合会の高額医療費交付の共同事業について

①共同事業の相手先	：健康保険組合連合会（以下「健保連」という）
②個人データ利用の趣旨	：「高額医療交付金交付事業」とは、健康保険法附則第2条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものです。その事業の申請のために、レセプトのコピーと当該レセプト患者氏名・性別・本人家族別・入院外来別・診療年月・レセプト請求金額などを記載した書類（交付金交付申請総括明細書）を健保連高額医療支援グループに提出します。
③共同利用する個人データの項目	：レセプト記載データ1枚目の部分の項目。総額1千万以上のレセプトについてはレセプトデータの全て。
④個人データを取扱う人の範囲	：健康保険組合担当者 健保連高額医療支援グループ職員・健保連の業務委託業者（財団法人 社会経済生産性本部社会情報システム部）
⑤取扱う人の利用目的	：当組合は②の事業申請を行うことにより交付を受けることができます。 健保連高額医療支援グループは当該組合からの申請が間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。なお、健保連では申請の時効等の関係上、レセプトコピーについては1年程度保存し、イメージデータにしたものを4年程度保存しています。
⑥データ管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名	：パナソニック健康保険組合 大阪府守口市外島町5番55号 理事長 中村 忠 管理責任者 保険業務部 部長 健康保険組合連合会 東京都港区赤坂8-5-26 会長 宮永 俊一 管理責任者 組合サポート部 部長